

教育の内部質保証に関する方針

令和3年4月1日
神奈川県立保健福祉大学長

1 目的

神奈川県立保健福祉大学では、「保健・医療・福祉の連携と総合化」、「生涯にわたる継続教育の重視」、「地域社会への貢献」を基本理念に掲げ、高い倫理観、多様性を認め合える寛容の精神、人権意識を根底に持ち、深い洞察力、鋭い感性を備えてヒューマンサービスを実践できる人材を育成しています。

本学の教育の質を保証するため、教育目標、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー等に基づく人材育成に係る取組みについて恒常的・継続的に点検・評価するとともに、絶えず改善・向上に取り組みます。

また、学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組み、教育活動情報を公表するなど社会に対する説明責任を果たしていきます。

2 責任及び実施体制

(1) 統括責任者

ア 内部質保証に関する業務を統括し、最終責任を負う。

イ 統括責任者は、自己評価・内部質保証審査会長である学長を以て充てる。

(2) 推進責任者

ア 内部質保証に関する業務を実質的に担う。

イ 推進責任者は、統括責任者の指示に基づき、内部質保証に関し必要な措置を講ずるものとする。

ウ 推進責任者は、別表1に掲げる者を以て充てる。

(3) 実施体制

ア 内部質保証体制は、別表2「内部質保証体制」のとおりとする。

イ 内部質保証推進部会は、全学的な内部質保証の推進に係る業務を総括し、推進責任者等が構成員となる。

ウ 内部質保証推進部会に部会長を置き、部会長は統括責任者の指示に基づき、全学レベルの内部質保証に関し必要な措置を講ずるものとする。

エ 自己評価・内部質保証審査会は、内部質保証推進部会からの報告を審査する。

3 内部質保証に関する自己点検・評価

(1) 推進責任者は、所掌する委員会等において、概ね点検は毎年、評価は5年から6年に1度実施するものとする。

(2) 自己点検の実施にあたっては、学内の他の評価のほか法人評価、認証評価及び第三

者評価の外部評価の結果を活用するとともに、定期的に関係者（学生、卒業生（修了生）等）から意見を聴取するものとする。

- (3) 自己点検・評価の項目等は、認証評価機関が定める基準や中期計画等を参考に内部質保証推進部会が定める。

4 改善計画の策定及び実施、報告

- (1) 推進責任者は、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた場合には、その措置について検討を行い、改善計画を策定するものとする。
- (2) 推進責任者は、前項により策定された改善計画に基づき、改善を行うとともに、改善計画の進捗状況を確認し、統括責任者に報告するものとする。

別表 1

担当	推進責任者
教育課程	保健福祉学部長 看護学科長 栄養学科長 社会福祉学科長 リハビリテーション学科長 理学療法学専攻長 作業療法学専攻長 人間総合科長 保健福祉学研究科長 ヘルスイノベーション研究科長 教務委員長
学生支援	学生委員長 進路支援ワーキンググループ長
学生受入	学部入試委員長 保健福祉学研究科入試委員長 ヘルスイノベーション研究科入試委員長
教育研究活動支援	FD・SD 委員長
組織・教育環境整備	総務・企画委員長 人権・倫理委員長

別紙2 内部質保証体制

